

特定非営利活動法人 東大宮スポーツクラブ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人東大宮スポーツクラブ（通称 東大宮SC）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、東大宮地区を中心にスポーツや文化活動の振興を図り、スポーツ・文化を通して会員の健全な心身を育成し、地域社会における生涯スポーツの発展に寄与する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成する為に、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ・文化に関する意識調査・研究事業
- (2) スポーツ・文化活動、研修支援事業
- (3) スポーツ・文化振興の為に各教室開催事業
- (4) スポーツ交流大会の企画運営事業
- (5) 東大宮スポーツクラブに関する広報・啓発事業
- (6) スポーツ・文化、健康に関する情報提供事業
- (7) 指導者育成事業
- (8) 地域活性化の支援事業
- (9) 健康体力相談・栄養アドバイス事業
- (10) 学校体育及び、放課後対策支援事業
- (11) 子育て支援事業
- (12) 介護予防支援事業
- (13) 施設管理事業
- (14) コンサルティング事業
- (15) その他目的を達成するために必要な事業

(その他の事業)

第6条 この法人は、前条事業のほか、次の事業を行う。

(1) バザー・その他物品販売及び、販売補助事業

2 前項に掲げる事業は、前条に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、前条に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第7条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員及びクラブ会員をもって特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下(法)という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を推進する個人又は団体

(2) クラブ会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動に参加する個人

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第8条 正会員及びクラブ会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) この法人の目的に賛同する者

(2) この法人の定める諸規定を遵守する者

2 正会員及びクラブ会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。

3 理事長は、前項のものが第1項各号に掲げる条件に適合するときは、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 正会員及びクラブ会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 正当な理由なく1年以上会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第11条 正会員及びクラブ会員は退会しようとするとき、退会届を理事長に提出し、任意に退会できる。

(除名)

第12条 正会員及びクラブ会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

(1) この法人の定款等に違反したとき。

- (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨を通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第13条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び顧問

(種類及び定数)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上25人以内
- (2) 監事 1人以上 2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以上3人以下を副理事長とする。

(顧問)

第15条 この法人は、必要に応じて、事業推進のための顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は、本会に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(選 任)

第16条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ又は、当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事及び顧問は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職 務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長が理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を行う。
- 3 理事は理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令、若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告

すること

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること

(任 期)

第18条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第19条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員及びクラブ会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき
- 2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第21条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事長が総会の議決を経て別に定める。

第4章 総会

(種別及び構成)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、正会員及びクラブ会員をもって構成する。

(権 能)

第23条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 正会員及びクラブ会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第17条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招 集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない

3 総会を招集するには、正会員及びクラブ会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開会の日の10日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員及びクラブ会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。

(議 決)

第28条 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員及びクラブ会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員及びクラブ会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員及びクラブ会員は、当該事項の議決に加わることはできない。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員及びクラブ会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員及びクラブ会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使した正会員及びクラブ会員は、第27条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数

- (3) 総会に出席した正会員及びクラブ会員の数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録については、議長のほか出席した正会員のうちからその総会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第17条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったとき、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容並び日時及び場所を示した書面をもって、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第37条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることはできない。

(書面表決等)

第38条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

- 2 前項の規定により表決権を行使した理事は、第36条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数（書面表決者がある場合には、その数を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか出席した理事のうちからその理事会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動活動の係る事業に関する資産とその他の事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 事業計画及び予算の軽微な変更は、理事会の議決を経て行うことができる。この場合において、理事長は、変更した内容について、総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第46条 前条第1項の規定にかかわらず、やむ得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算が成立する日まで前事業年度の予算に準じ収入し、又は支出することができる。

- 2 前項の規定による収入又は支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

(事業報告及び決算等)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、理事長が速やかに作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

(剰余金の処分)

第48条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、法第25条第3項に規定する軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数4分の3以上の議決を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第52条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く。）は、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く。）に存する残余財産は、他NPO法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第8章 事務局

(事務局)

第56条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第9章 雑則

(委任)

第57条 この定款の施行についての必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。